

制 定 日 平成 16 年 2 月 3 日
一 部 改 定 平成 17 年 4 月 26 日
一 部 改 定 平成 17 年 8 月 24 日
一 部 改 定 平成 17 年 12 月 5 日
一 部 改 定 平成 25 年 12 月 17 日
一 部 改 定 平成 26 年 3 月 11 日

原子力関連学協会規格類協議会 運営要綱

第 1 条〔目的〕

本要綱は、原子力事業の遂行のために必要と思われる規格、基準、標準等の学協会規格類（以下「学協会規格類」という）の作成・維持・運用を、効率的且つ合理的に進める事を目的として設置される原子力関連学協会規格類協議会（以下「協議会」という）の運営に関する事項を定める。

第 2 条〔活動〕

協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 我が国における原子力関連学協会規格類の体系的整備のために必要となる事項について協議するとともに、必要に応じて国、関係団体等への提言を行う。
- (2) 学協会規格類に関わりを有する団体の間で情報の共有化を図る。
- (3) 学協会規格類作成団体の特性・特徴が効果的に発揮されるよう必要な協議を行う。
- (4) 上記 (1) ~ (3) に掲げるもののほか、協議会が目的を達成するために適当と判断した活動を行う。

第 3 条〔協議会の構成〕

協議会は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 委員として、(一社)日本機械学会 発電用設備規格委員会、(一社)日本原子力学会 標準委員会、(一社)日本電気協会 原子力規格委員会の委員長、副委員長、幹事、各々の委員会の指名する者。なお、他の学協会規格類作成団体が参加を希望する場合は委員とする。
- (2) 常時参加者として、経済産業省 資源エネルギー庁、原子力規制庁、電気事業連合会、(一社)原子力安全推進協会、(一社)日本建築学会 原子力建築小委員会に所属する者及び(一社)日本機械学会 発電用設備規格委員会、(一社)日本原子力学会 標準委員会、(一社)日本電気協会原子力規格委員会の各委員会事務局。

第4条〔会議の議長〕

(一社)日本機械学会 発電用設備規格委員会の委員長と(一社)日本原子力学会 標準委員会の委員長が協議のうえ、議長、議長代理を務める。

第5条〔協議会の開催〕

- (1) 協議会は、年4回の開催を目途とする。
- (2) 協議会は、原則として公開にて実施する。
- (3) 委員、常時参加者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、議長の承認を得る。

第6条〔事務局〕

協議会には事務局を設置し、事務局は(一社)日本電気協会 原子力規格委員会の事務局が務める。事務局は、協議会の事務全般を行う。

第7条〔決定〕

協議会は、委員の合意をもって決定とする。

第8条〔雑則〕

この要綱に定めるもののほか、検討の必要な事項が生じたときは、協議会でその都度定めることとする。

以 上